「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）における対応について

2024年6月
2024年8月改訂
国際部先端国際共同研究推進室
ASEAN連携グループ

１．背景

この度、内閣府において「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ[1]）が決定された。これに基づき、JSTでは、「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」（以下「JST実施方針」という）が経営企画部によりとりまとめられ、令和2年9月17日に公開、令和2年11月13日に改訂された。この「JST実施方針」に基づいて日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）における実施方針を以下の通り定める。

※参考資料
競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行にかかる経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について（令和2年10月9日付）
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/buyout_seido.pdf
JST実施方針
https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf

２．日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）における実施方針

「JST実施方針」を踏まえ、以下の通りとする。

（１）対象者

委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、研究代表者（以下、「PI」という）となる者。

[1] JST 実施方針は当初、令和 2 年 5 月 22 日文部科学省研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせに基づいて策定された。関係府省連絡会申し合わせの決定に合わせて文部科学省申し合わせが廃止されたことから、今後は関係府省連絡会申し合わせに基づいて実施される。

（２）支出可能となる経費

「JST実施方針」に定めるとおり、研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、PI本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（講義等の教育活動やそれに付随する事務等。なお「研究」には、当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。）の代行にかかる経費（以下、「代行経費」という。）の支出を可能とする。バイアウトの適用によって確保される時間（エフォート）は、バイアウトを実施した研究プロジェクトに対してのみ、適切に充当すること。

（３）支出額

「JST実施方針」に定めるとおり、1 プロジェクトあたりの直接経費（研究代表者の委託研究契約における直接経費）が平均年額 1,500 万円を超えない場合においては、プロジェクトにおける直接経費（平均年額）の 20%を目安に支出上限とすることから、200万円を上限額として設定する。直接経費が平均年額1,500万円を超える場合においては、支出上限は設定しない。

（４）研究機関において実施すべき事項等

「JST実施方針」に定めるとおり、研究機関においては、以下の事項を実施している必要がある。

・研究者の研究時間の確保という、バイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。

・PIが希望する業務の代行に関し、当該PIとの合意に基づき、その内容や費用等の必要な事項について各研究機関のバイアウト制度の仕組みに沿った代行要員の確保等により代行を実施すること。

・複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

・直接経費によりPI人件費が支出される場合においては、特に適切なエフォート管理に留意すること。

（５）実施計画への反映等

バイアウト経費の計上は、研究計画書の記載要領に従い行う。また、研究計画が変更になる場合は、費目間流用のルールに基づき対応する。ただし、当初計画になく期中に計画を見直してバイアウト経費の計上を行う場合には、費目間流用の範囲内であっても、研究計画書を修正の上、事前にJST課題担当へ確認をすること。

（６）実施開始時期

令和6年度から導入

以上